

口座振替による納付のご案内（奨学生の皆さんへ）

あなたが姫路市から借入れている姫路市奨学金の返還について、年2回（8月と1月）の納付書による納付に代えて、口座振替による納付（年2回又は毎月払い）を選択できます。

口座振替による納付をご希望の場合は、「姫路市奨学金返還元金口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、下記の取扱金融機関にてお申込みください。

「姫路市奨学金返還元金口座振替依頼書」は、連絡をいただければお送りします。

取扱金融機関（姫路市外の支店も可）

三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、みずほ銀行、兵庫信用金庫

※預金口座を上記の金融機関で開設していることが必要です。

口座振替の振替日等

振替日：①年2回払いの場合

8月15日、1月20日

※休日の場合は翌営業日

②毎月払いの場合

毎月15日（4月、5月、1月は20日）

※休日の場合は翌営業日

金 額：①年2回払いの場合

各回12万円（借入総額が240万円を超える場合は各回18万円）

②毎月払いの場合

毎月2万円（借入総額が240万円を超える場合は毎月3万円）

預金口座：取扱金融機関で開設している預金口座

開始時期：

- ・2月までに手続きいただいた場合は、その年の8月31日返還分より口座振替にできます。

①年2回払いの場合

8月15日（8月31日返還分より）

②毎月払いの場合

4月20日（8月31日返還分より）

※申し込み時期によっては、上記開始時期に事務手続きが間に合わない場合があります。

※3月以降でも口座振替を開始することができます。その場合は、開始時期を調整しますので、ご相談ください。

手数料：無料

注意事項

※口座へは、振替日の前営業日まで（午後３時まで）に入金してください。

※預金残高不足で振替ができなかった場合は、その金額を翌月分に合算し、翌月に振替します。３か月継続して振替ができなかった場合は、あなたに通知することなく口座振替の取扱いを停止し、納付書による返還に戻します。

申込方法

取扱金融機関の窓口へ、次のものを持参のうえお申込みください。

○預金通帳

○印鑑（通帳に使用しているもの）

○姫路市奨学金返還元金口座振替依頼書

※現在、取扱が可能な金融機関は、三井住友銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行、りそな銀行、みずほ銀行、兵庫信用金庫です。

申込内容の変更

金融機関や口座等を変更されるとき又は停止するときは、その旨の口座振替依頼書を取扱金融機関へ提出してください（用紙を送付しますので事前に下記までご連絡ください）。

その他

振替口座が奨学生本人以外の場合でも、依頼により取扱いします。

口座振替分とは別に、一部または全部の繰上げ返還を希望される場合は、別途納付書を用意しますので、ご相談ください。

問い合わせ先

〒６７０－８５０１ 姫路市安田四丁目１番地

姫路市教育委員会 学校指導課 学事担当

TEL（０７９）２２１－２７６２